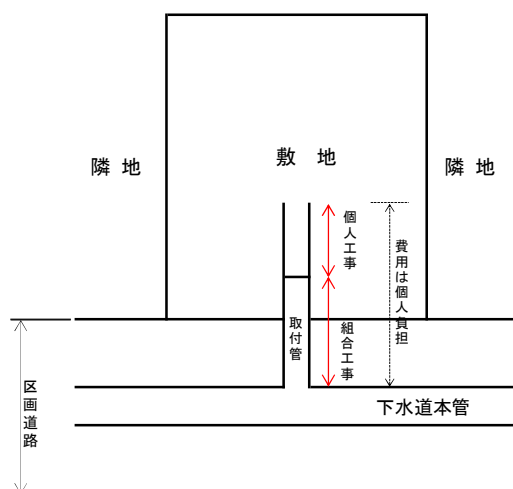


## 法 76 条許可申請の注意事項について

日進香久山西部土地区画整理組合

法 76 条申請に関して次のことに注意していただきますようお願いします。

1. 日進市では「日進市開発等事業に関する手続条例」が定められていますので、事前に確認をしてください。
2. 本地区内は「宅地造成工事規制区域内」ですので、切盛土、擁壁等の設置を行う場合は、日進市都市計画課（TEL0561-73-2049）へ書類の確認をしてください
3. 配置図に記載する敷地距離については、組合で間口等の距離を閲覧して記載してください。
4. 配置図に、縦横断面図を併記するとともに、汚水及び雨水の経路を色分けして記載してください。
5. 立面図に、敷地境界から建物及び工作物等の離隔距離を記入してください。
6. 擁壁（CB 積）等は基礎部分も含めて敷地境界から5cm控えるようにし、構造図を添付してください。
7. 雨水管の道路側溝への接続は、管口が側溝内に突出しないよう図面に表示してください。
8. 汚水は、下水道本管と敷地をつなぐ取付管工事は、組合で施工しますが、工事費用は個人負担となります。  
また、宅内排水設備工事については日進市下水道課（TEL0561-73-2343）に確認してください。



※なお、取付管は承認工事として設置することも可能ですので、その場合は組合にご相談ください。

9. 建築行為等許可申請を組合へ提出する際には、76条検査手数料として1件3万円が必要となりますのでお願いいたします。

10. 建築工事等を着手する前に組合との現地立会が必要です。76条許可書を組合に受け取りに来る際に「建築等工事着手届」を持参するとともに、事前に「工事保証金」を組合指定口座に振込みをしてください（振込手数料は振込者の負担）。なお、立会日については後日日程調整をさせていただきます。

【工事保証金】

- ・小規模開発等事業及び工作物の設置の場合：20万円
- ・特定開発等事業の場合：施工内容により金額の協議をさせていただきます。

11. 建築等工事完了後は、「建築工事等完了届」及び「工事保証金返却口座届」を組合に提出していただき、現地立会の日程調整をさせていただきます（杭の検測ため最長2週間程いただきます）。完了検査合格後、指定口座に工事保証金を返金いたします。

12. 宅地内の駐車場などを土間コンやアスファルト舗装等をする場合は、道路側溝等の間に縁切目地材を入れることを明記してください。

13. 駐車場の乗入れ箇所は、道路側溝の破損を防ぐため補強してください。また、碎石、土砂等が道路に出ないように対策を行い、断面図等に明記してください。

14. 境界杭の保全管理をするとともに、境界線上に擁壁やCB積み等の構造物を施工する場合は、隣接所有者とトラブルのないよう施主または施工者の責任において処置してください。

15. 舗装路面や側溝等は、マット等で保護した上に鉄板等を敷き、舗装や側溝等を損傷させないように、必ず保護するようお願いいたします。また、道路上や排水施設内に土砂等を流出させないように注意してください。なお、道路上や排水施設内が土砂等で汚れた場合は、速やかに清掃してください。

16. 雨水管をU字溝等へ取り付けの際は、管径100mmとし管口を面切りし、管廻りをモルタル等で補修してください。

17. 民地内に電柱（支線を含む）の設置を行っておりますが、場所によっては、電柱等が設置されていない場所もあるため、住宅等を建築する場合は電柱設置確認を各管理者（中部電力・NTT西日本）に確認してください。